

【別紙】 現行の保育所・こども園（長時間児）保育料一覧

各月初日現在の児童の属する世帯の階層区分		徴収基準額（月額）			
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0	円 0	
B	A階層及びD階層を除き前年度分市町村民税非課税世帯	0	0	0	
C ₁	A階層及びD階層を除き、前年度分市町村民税課税世帯であつてその市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ （所得割の額のない世帯）	8,440	5,780	5,780
C ₂		所得割の額が 7,900円未満	9,660	7,000	6,970
C ₃		所得割の額が 7,900円以上	11,050	8,410	8,400
D ₁	A階層を除き、前年度の所得税課税世帯であつてその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	1,800円未満	12,140	9,410	9,410
D ₂		1,800円以上 10,600円未満	14,290	11,600	11,580
D ₃		10,600円以上 18,700円未満	17,180	14,510	14,500
D ₄		18,700円以上 37,500円未満	23,090	18,340	18,310
D ₅		37,500円以上 50,000円未満	29,850	26,770	22,750
D ₆		50,000円以上 75,000円未満	37,210	27,340	23,030
D ₇		75,000円以上 87,500円未満	40,880	27,630	23,280
D ₈		87,500円以上 127,500円未満	44,500	27,930	23,530
D ₉		127,500円以上 152,500円未満	50,070	28,250	23,800
D ₁₀		152,500円以上 202,500円未満	56,000	28,530	24,040
D ₁₁		202,500円以上 239,900円未満	57,250	28,830	24,300
D ₁₂		239,900円以上 314,900円未満	57,570	29,150	24,550
D ₁₃		314,900円以上 439,900円未満	57,910	29,440	24,800
D ₁₄		439,900円以上 539,900円未満	58,250	29,760	25,050
D ₁₅		539,900円以上 652,500円未満	63,850	30,060	25,320
D ₁₆		652,500円以上 734,000円未満	65,370	30,750	25,880
D ₁₇		734,000円以上	71,000	31,350	26,480

備考

- この表の「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。
なお、同法323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 備考1の規定により所得割の額を計算する場合においては、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）により廃止された年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分について、廃止による影響を保育料に生じさせないよう調整を行うものとする。この場合において、地方税法の必要な技術的読替えは、市長が別に定める。
- この表の「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によつて計算された所得税の額をいう。
ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。
(1) 所得税法第78条第1項並びに第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄付金に限る。）及び第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄付金に限る。）、第92条第1項並びに第95条第1項から第3項まで
(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項
(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条
- 備考3の規定により所得税の額を計算する場合における所得税法第84条第1項の規定の適用については、同項中「控除対象扶養親族」とあるのは「扶養親族」と、「特定扶養親族」とあるのは「扶養親族のうち、年齢16歳以上23歳未満の者」とする。

ひとり親世帯等である場合のC階層の取扱い

C1からC3までの階層に属する世帯のうち、次の各号のいずれかに該当するときは、次の表に掲げる額とする。

- 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯
- 次に掲げる児（者）を有する世帯
 - 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - 療育手帳制度要綱（昭和43年厚生省発見第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
 - 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

階層	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
C ₁	8,020円	5,420円	5,420円
C ₂	9,170円	6,570円	6,560円
C ₃	10,490円	7,900円	7,890円

第2子、第3子の保育料の取扱い

- 第2子の保育料は半額とし、（10円未満の端数は切り捨てる。）、第3子の保育料は無料とする。
- ただし、「第1子と第2子の保育料の合計」が「末子を第1子と仮定した場合の保育料」に満たない場合、第2子の保育料は「末子を第1子と仮定した場合の保育料」と「第1子の保育料」の差額とする。